

平成29年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第10号

平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度登米市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(1) 入所利用者数	26,394人	△1,983人	24,411人
うち短期入所者数	3,553人	△32人	3,521人
(2) 通所利用者数	7,419人	△366人	7,053人
(3) 居宅利用者数	0人	90人	90人
(4) 一日平均入所者数	72人	△5人	67人
(5) 一日平均通所利用者数	24人	△1人	23人
(6) 一日平均居宅利用者数	0人	2人	2人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 老健事業収益	422,841千円	△17,388千円	405,453千円
第1項 事業収益	397,152千円	△17,334千円	379,818千円
第2項 事業外収益	20,417千円	△54千円	20,363千円
	支	出	
第1款 老健事業費用	466,824千円	△4,556千円	462,268千円
第1項 事業費用	420,299千円	△4,456千円	415,843千円
第2項 事業外費用	14,358千円	△100千円	14,258千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成30年度	平成30年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	301,139千円	633千円	301,772千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条に定めた、たな卸資産購入限度額を17,539千円に改める。

平成30年2月2日提出

登米市長 熊谷盛廣